（様式第5号）

寄附金申込書

年　　月　　日

独立行政法人国際観光振興機構
理事長　　殿

寄附申込者〔　法人　　個人　〕
※法人か個人か〇で囲んでください。
ふりがな
名　称
住　所　〒

ふりがな
氏　名　　印

国際会議等の誘致の促進及び開催の円滑化等による国際観光の振興に関する法律（平成6年法律第 79 号）の趣旨に賛同し、同法第9条に定める業務に供するため、貴振興機構に下記の金額を寄附いたします。

記

1 寄　附　額　　円也

2 寄附金の希望使途　　「IPBA 第 31 回年次東京大会(IPBA2021)」
開催費用として

3 寄附金の支払予定日　　年　　月　　日

（備考/連絡先）

ご担当者氏名・役職 TEL/FAX Email

申込書記入の注意事項

（様式第5号）

寄附金申込書

お申込み日を必ずご記入ください

年　　月　　日

独立行政法人国際観光振興機構
理事長　　殿

法人・個人のどちらかを選択してください

寄附申込者〔　法人　　個人　〕
※法人か個人か〇で囲んでください。
ふりがな
名　称
住　所　〒

寄附者様の情報をご記入頂き、押印をお願い致します。

（※法人でのお申込みの場合は社印、
個人でお申込みの場合は個人の印を押印ください。）

ふりがな
氏　名　　印

国際会議等の誘致の促進及び開催の円滑化等による国際観光の振興に関する法律（平成6年法律第 79 号）の趣旨に賛同し、同法第9条に定める業務に供するため、貴振興機構に下記の金額を寄附いたします。

記

1　寄　附　額　　●●●,●●●　　円也

2　寄附金の希望使途　　「IPBA 第 31 回年次東京大会(IPBA2021)」
開催費用として

3　寄附金の支払予定日　　年　月　日

支払い予定日は、お申込み日から1週間～10日後の日にちを設定してください。

（お申込み後、弊局より受理書を発行し、その後、お振込みをお願いしております。受理書発行までおよそ1週間～10日程度かかります。）

（備考/連絡先）

お申込書の内容について弊局よりご連絡させていただく場合がございます。
法人・個人どちらの場合でもご担当者様のご連絡先（電話番号、Email）は必ずご記入下さい。

ご担当者氏名・役職
TEL/FAX
Email

IPBA 第 31 回年次東京大会(IPBA2021)

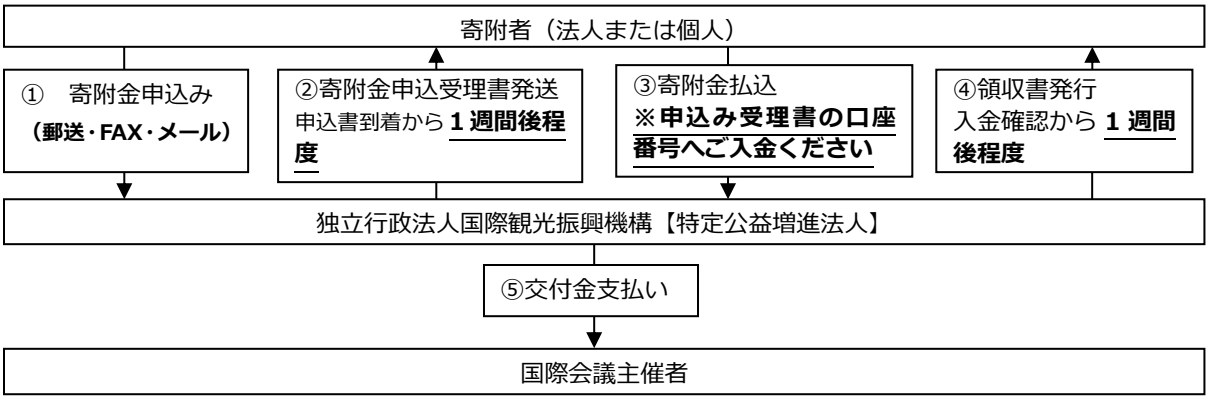

① 寄付金の申込み

寄附金申込書（様式第 5 号）に必要事項を記入し、当機構宛てにご郵送、FAX、またはメール(申込書をスキャンして添付)にてお送りください。

※申し込みをされてから、すぐにご入金いただけるわけではございません。申込書の受領後、1 週間～10 日ほどお時間がかかりますので、ご注意ください。

(記入内容に押印不足等の不備がある際は申込書を返送し、修正したものを改めてお送りいただきますのでご了承ください)

申込書送付先：〒160-0004　東京都新宿区四谷 1-6-1 YOTSUYA TOWER 10 階
独立行政法人国際観光振興機構　MICE プロモーション部　誘致推進グループ　担当：鈴木・大西・康（こう）
TEL：03-5369-6015　　FAX：03-3350-3650　　e-mail：cvnews@jnto.go.jp

②寄附金申込受理書の発送

前記の寄附金申込書を受領し確認次第、当機構から寄附金申込受理書（様式第 6 号）を送付いたします。

受理書に記載されている寄附金払込み口座宛に寄附金のご入金をお願い致します。

※受理書の発行には 1 週間～10 日ほど時間がかかりますので、入金日にご注意いただくようにお願いします

③寄附金の払込み

振込先口座の情報は寄附金受理書に記載してありますので、寄附金は**必ず当機構指定の寄附金払込み口座宛**にお振り込み頂くようにお願い致します。（振込手数料は寄附者様にてご負担ください。）

※申込書をお送りいただいても、当機構指定口座以外へのご入金は、課税優遇措置の対象外となりますので、ご了承ください

お振込は、会議開催日の前、2021 年 4 月 19 日（月）までにお願いします。

注）銀行間の為替記号では、独立行政法人は ﾄﾞｸ) となるため、お振込の際は　ﾄﾞｸ) ｺｸｻｲｶﾝｺｳｼﾝｺｳｷｺｳ ｺｳﾌｷﾝｼﾞｷﾞｮｳ とご記載下さるようお願いします。

④領収書の送付

ご入金が確認され次第、当機構は領収書（様式第 7 号）を発行・送付いたします。領収書は大切に保管して下さい。

お振込み頂きました寄附金につきましては、特定公益増進法人に対する寄附金として所得税法および法人税法上、課税優遇措置がうけられます。

なお、国際観光振興機構は所得税法施行令第２１７条、法人税施行令第７７条の特定公益増進法人の「１号法人」に指定されておりますため、所轄官庁発行の「証明書」はございません。

⑤交付金の支払い

寄附金は、当機構から主催者に交付金　として交付します。